



愛媛県報

平成18年 4月 4日火曜日 第1748号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... 277
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 278
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 279
 救急診療所の協力申出..... 279
 指定居宅支援事業者の指定（2件）..... 279
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 280
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 280
 解除予定保安林..... 280
 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 281
 包括外部監査契約の締結..... 281

公 告

平成18年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積もりに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 282

教育委員会告示

学校教育法第45条の2の規定による技能教育のための施設の指定..... 287

人事委員会公告

平成18年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 287
 平成18年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 290

告 示

○愛媛県告示第528号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成18年 4月 4日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	17 101	隣人の妻	5 月 号	(株) 司 書 房	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17 102	ラビツ!	4 月号増刊	(株) 日 正 堂	
"	17 103	ドッピュン♡	V o l . 6	マイウェイ出版(株)	
"	17 104	萌え口り Volume . 04	5 月号増刊	マイウェイ出版(株)	
"	17 105	Shuffle!	4 月 号	(株) マ ッ ク ス	
"	17 106	ドアップ Vol . 028	5 月 号	(株) マ ッ ク ス	
"	17 107	美・姫 Volume . 01	4 月号増刊	(株) マ ッ ク ス	
"	17 108	やさしくしてね!! Vol . 28	4 月 号	(株) マ ッ ク ス	
"	17 109	投稿キング	4 月 号	ワイレア出版(株)	
"	17 110	熟女ものがたり Vol . 32	5 月 号	(株) 茜 新 社	
"	17 111	COMIC メガプラス Vol . 30	4 月号増刊	(株) コ ア マ ガ ジ ン	
"	17 112	メンズアクション	4 月 号	(株) 双 葉 社	
ビデオテープ	17 113	拘束交尾 ~墜ちた女~	K K - 02	禁 断 倶 楽 部	

"	17 114	女子高生にズキューン2	ZUQ-02	E I G H T E E N N O T E
"	17 115	女子大生自宅コールガール	J C - 01	ロードアウトムービー
"	17 116	即ズボ 日記1 沢木りな	S Z N - 01	速攻ファック隊
"	17 117	ダイナマイト Vol.2	D M - 02	覇 王
"	17 118	豊乳悶絶妻	O N N - 2	B A K U T O
D V D	17 119	アリス J A P A N 2006	D V - 567	ジャパンホームビデオ(株)
"	17 120	S w e e t s ♡若瀬七海	M D S - 305	(株)メディアステーション

○愛媛県告示第529号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設に関する事項
銅めっき装置（16号～25号）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号 電気めっき施設（10基）		
特定施設の能力	1日当たり1,610キログラム処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の	項 目	イオン交換系	還 元 系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0	通常 3.0～5.0 最大 3.0～5.0

値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 12.0	通常 4.4 最大 8.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.05 最大 1.4	通常 1.1 最大 1.4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4,150 最大 4,150	通常 340 最大 440

備考 発生する汚水は、汚水処理施設Vにおいて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設V

工事の着手年月日	許可後直ちに
工事の完成年月日	着手後約2ヶ月
使用開始予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種 類	化学処理及び物理処理
処理施設の型 式	還元法、中和法及びイオン交換法
処理施設の構 造	鋼材及び塩化ビニール等
処理施設の主要寸法	縦 73.7メートル 横 25メートル 高さ 10メートル
処理施設の能力	1日当たり5,576立方メートル処理
汚水等の処理の方式	還元法、中和法及びイオン交換法
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		イ 交 換 系	還元中和系	イ 交 換 系
値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.7 最大 10.1	通常 4.6 最大 8.2	通常 4.8 最大 7.4
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 1.7	通常 1.2 最大 1.6	通常 3.5 最大 5.2
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1	通常 1.6 最大 2.5	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4,839 最大 5,015	通常 343 最大 445	通常 689 最大 865

備考 処理水の一部は、再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 4.5 最大 8.4
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.1
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.45 最大 0.81
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 2,090 最大 2,397

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第530号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第

○愛媛県告示第532号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号及び第66号
- 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
1号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 4.3 最大 8.0	通常 4.5 最大 8.4
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.8 最大 8.1	通常 5.0 最大 7.1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.42 最大 0.76	通常 0.45 最大 0.81
		通常 1,394 最大 1,523	通常 2,090 最大 2,397

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第531号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
田坂外科医院	新居浜市北内町一丁目2番7号	田坂 理	平成21年3月29日まで

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300196116	特定非営利活動法人 コミュニケーション ハンディキャップ研 究会	新居浜市庄内町一丁 目9番27号	明 智 美 香	児童居宅介護	ヘルパーステーショ ンうおーむ・はーと	今治市北高下町一丁 目5-20	平成18年 3月31日

○愛媛県告示第533号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200239115	特定非営利活動法人 コミュニケーション ハンディキャップ研 究会	新居浜市庄内町一丁 目9番27号	明 智 美 香	知的障害者居 宅介護	ヘルパーステーショ ンうおーむ・はーと	今治市北高下町一丁 目5-20	平成18年 3月31日

○愛媛県告示第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
レデイ薬局&ハードオフ・オフハウス大洲店	大洲市若宮565	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社 レデイ薬局 株式会社 今治デパート	株式会社 レデイ薬局 株式会社 ありがとうサービス	平成18年 1月1日	平成18年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第535号

上島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・船越地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい

排水）・船越地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年4月5日から5月2日まで

3 縦覧場所

上島町役場岩城総合支所

○愛媛県告示第536号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町直瀬乙1450の2、乙1617の3から乙1617の5まで、乙1617の8、乙1628の3、乙1631の4
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
西条市福武字八堂乙27の22、乙27の23（以上2筆国有林）、乙27の17、乙27の21、乙27の24、乙27の26
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所
四国中央市土居町上野丙302の2、丙303の5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所
西条市福武字八堂乙27の22、乙27の23（以上2筆国有林）、乙27の17、乙27の21、乙27の24、乙27の26、新居浜市萩生字小河山2959の47、2959の51、2959の52、2961の54、2961の55
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17四土（開）第25号 平成18年3月15日	四国中央市川之江町字平五郎縄85番3、204番1、204番2、204番4、204番6、205番1、205番3、205番4、207番、207番2、208番2、209番2、210番4、212番、212番2、213番1、213番2、214番1、214番2、214番4、215番1、206番、206番2、208番1、209番3及び210番1、同町字開田222番1、223番1、223番3、225番、225番2、224番1、226番1、226番2、227番及び228番並びに同町字泉田233番1、239番1、241番1、241番2及び241番3	四国中央市妻鳥町249番地2 シンワ株式会社 代表取締役 井上博明
17松局建（開）第86号 平成18年3月22日	東温市西岡字本村甲264番1	松山市南久米町19番地19 新日本紙工有限会社 代表取締役 岩井枝萬雄
17松局建（開）第87号 平成18年3月22日	東温市志津川字八反地甲1718番3	東温市野田二丁目3番地1 石川諭 石川亜紀

○愛媛県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第88号 平成18年3月23日	伊予郡松前町大字中川原字新開172番1及び172番10	松山市古川北二丁目9番38号 三好通泰
17八局西土第2055号 平成18年3月23日	西予市宇和町明石2580番1及び2581番1	大洲市若宮1420番地4 愛媛南部ヤクルト販売株式会社 代表取締役 谷本憲一

○愛媛県告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
佐伯 直輝
西条市丹原町池田1652番地4
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成18年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要す

る費用の額の算定方法及び支払方法

(1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算
払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

平成18年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成18年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成18年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支

配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

(1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

（<http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/index.htm>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成18年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成19年度及び平成20年度の資格審査

平成19年度及び平成20年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成18年9月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号(089)941 2111 内線2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 941 2111(内線2644)	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県西条地方局四国中央土木事務所事業管理課 〒799 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 24 4455(内線255)	四国中央市
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 56 1300(内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 0042 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 23 2500(内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 941 1111(内線418)	松山市、東温市、伊予市及び伊予郡
愛媛県松山地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 21 1210(内線415)	上浮穴郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 24 5121(内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 22 4111(内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 62 1331(内線284)	西予市
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 22 5211(内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 72 1145(内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

殿

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成18年4月4日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 技能教育のための施設の名称
今治高等学院
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する

高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
課題研究	課題研究

- 3 指定年月日
平成18年3月27日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成18年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成18年4月4日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2623・2624
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

- 1 受付期間
 - (1) 申込書を持参又は郵送する場合
平成18年4月5日（水）から4月25日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。
なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。
 - (2) インターネットを利用して申し込む場合
平成18年4月6日（木）から4月14日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。
- 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期
試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	採用予定人員				採用予定時期
	愛媛県	警視庁	大阪府	兵庫県	
大学卒	56人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成19年4月1日
大学卒特別募集	24人程度				平成18年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
 - (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
 - (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。
- 3 職務の内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
 - 4 受験資格
 - (1) 日本の国籍を有する者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大 学 卒	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成19年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 大 特 別 募 集	ア 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成18年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成18年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和51年5月16日から昭和60年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	25回以上 / 30秒間
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	大 学 卒	平成18年5月14日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成18年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			
第 2 次 試 験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成18年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成19年4月以降の、大学卒特別募集は平成18年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成19年3月末日までに、大学卒特別募集は平成18年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級17号給(現行給料月額 185,300円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の3.5%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)申込み」又は「警察官(男性)(大卒特別募集)申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月8日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス(電子申請システム)で確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、

合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合格発表の日から1月間	

(注) 第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成18年度愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告

平成18年4月4日

愛媛県人事委員会

(松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570)
電話(089)912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

(松山市南堀端町2番地2 〒790-8573)
電話(089)934-0110 内線2623・2624
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成18年4月5日(水)から4月25日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成18年4月6日(木)から4月14日(金)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	採 用 予 定 時 期
大 学 卒	8 人 程 度	平成19年4月1日
大学卒特別募集	6 人 程 度	平成18年10月1日

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

試 験 区 分	生 年 月 日 ・ 学 歴 ・ そ の 他
大 学 卒	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成19年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成18年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成18年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	15回以上 / 30秒間
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	大学卒	平成18年5月14日 （日曜日） 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 （松山市末広町11番地1）	平成18年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒特別募集			
第2次試験	大学卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成18年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒特別募集			

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、大学卒は平成19年4月以降の、大学卒特別募集は平成18年10月以降の採用に対するものであ

り、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成19年3月末日までに、大学卒特別募集は平成18年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級17号給（現行給料月額 185,300円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の35%が減額されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

<p>申込用紙の入手方法</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」又は「警察官（女性）（大卒特別募集）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月8日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。</p>

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点 、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合格発表の日から1週間	